

# ～探偵業を営もうとする方へ～

探偵業を営もうとする者は、営業を開始しようとする日の前日までに、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、所轄警察署長を経由して、探偵業開始届出書を提出しなければなりません。

なお、**探偵業開始届出書**を提出する際には、下記の**添付書類**が必要となります。

◎ 届出場所～営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課(許可等事務担当)

受付:平日の午前9時～午後4時

## ☆添付書類☆

添付書類		区分									
		○履歴書	○(外国人にあつては、国籍等が記載されたもの)	○住民票の写し(本籍記載)	○欠格事由に該当しないことの誓約書面	○市町村の長の証明書	○法定代理人の氏名・住所を記載した書面	○未成年者登記簿の謄本	○定款	○登記事項証明書(法人)	
開始届出書	個人	成年者	○	○	○	○					
	未成年者	未婚	○	○	○	○					
		婚姻している者	親権者又は後見人から営業を許可された者	○	○	○	○	○			
			営業の許可を受けていない者								
	法定代理人(法人にあつては代表者及び役員)	○	○	○	○						
法人	役員	○	○	○	○			○	○		

## 欠格事由

☆次の①から⑦までのいずれかに該当する者は、探偵業を営んではなりません☆

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ③ 最近5年間に営業停止命令・営業廃止命令に違反した者
- ④ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑤までのいずれかに該当するもの
- ⑦ 法人でその役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

